

【別表】 審査請求等内容一覧

項番	諮問 番号	(あ) 諮問	(い) 公開請求日	(う) 請求された公文書の件名	(え) 担当	(お) 決定	(か) 特定した公文書の件名	(き) 公開しないこととした部分及びその理由	(く) 審査請求日	(け) 実施機関の主張の要旨
1	令和5年度 諮問第1号	令和5年4 月6日付け 大東成総第 11 号	令和5年3 月6日	1. 東成区職員、Xの個人 メールアドレスから送信さ れたメール文書。(件名、 from、to、CCを含む) (2023 年 3 月 1 日～3 日 まで) 2. 東成区職員、Xの個人 メールアドレスが受信した メール文書。(件名、from、 to、CCを含む) (2023 年 3 月 1 日～3 日まで)	東成区 役所総 務課	令和5年3月 20 日付け 大東成総第 101 号によ る部分公開決定	東成区職員、Xの個人メ ールアドレスが受信した メール文書。(件名、 from、to、CC を含む) (2023 年 3 月 1 日～3 日まで)	(1) 本市職員のメールアドレス (2) 大学教員のメールアドレス・住所・電話番号 (3) 法人担当者のメールアドレス・氏名・電話番号 (4) 個人事業主のメールアドレス・住所・氏名・電話番号 大阪市情報公開条例第7条第 1 号に該当 (説明) 大学教員のメールアドレス・住所・電話番号、法人担当者のメールアドレ ス・氏名・電話番号、個人事業主のメールアドレス・住所・氏名・電話番号 については、個人に関する情報であって当該情報そのものにより又は他の 情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認めら れ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。 大阪市情報公開条例第7条第 5 号に該当 (説明) 本市職員のメールアドレスについては、職員間や特定の相手方との情 報交換に用いるものであり、今日の高度情報化社会において、特定の組 織や個人を対象に、機密情報や重要な情報を盗み取ることを目的として 関係者を装って送られる「標的型攻撃メール」等によるサイバー攻撃が日 常的かつ相当数行われている実態を考慮すれば、公開することにより標 的型攻撃メール等に含まれるウイルスによる感染被害が生じるおそれがあ り、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる ため。	令和5年3月 24 日	(1) 近年、メールに起因するセキュリティリスクが増加傾向にある中で、令和4年度 に入り、本市においても、メールアドレスの表示名や、メール本文の内容を似せるこ とで、他者になりすまし、コンピューターウイルスやフィッシングサイトへのリンク等が 仕込まれたメールが送られてくるサイバー攻撃が急激に増加している。 また、特定の組織や個人を対象に、機密情報や重要な情報を盗み取ることを目 的として、関係者を装って送られるメールについて、従来は府省庁や大手企業が 中心に狙われてきたが、最近では地方公共団体もそのターゲットとなっている。 このような状況の中で、組織メールアドレスと比べて件数が非常に多く、使用頻 度も高い個人メールアドレスを公の情報として一般に公開すれば、本市に対する標 的型攻撃メールの対象として収集され、本市に対する標的型攻撃メールの送信が 飛躍的に増加するおそれがあり、標的型攻撃メールが増加すれば、高度な技術で 巧妙に仕掛けられる攻撃の全てに対策を行うことには限界があり、ウイルス感染や 不正アクセスなどのリスクが増大する。 以上の状況を踏まえ、本市職員のメールアドレスについては、職員間や特定の 相手方との情報交換に用いるものであり、今日の高度情報化社会において、特定 の組織や個人を対象に、機密情報や重要な情報を盗み取ることを目的として関係 者を装って送られる「標的型攻撃メール」等によるサイバー攻撃が日常的かつ相当 数行われている実態を考慮すれば、公開することにより標的型攻撃メール等に含ま れるウイルスによる感染被害が生じるおそれがあり、事務又は事業の適正な遂行に 支障を及ぼすおそれがある。 (2) 大阪市職員以外の個人メールアドレスについては、個人に関する情報であつ て当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別 される情報であり、かつ大阪市情報公開条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウのいづ れにも該当しない。

項番	諮問 番号	(あ) 諮問	(い) 公開請求日	(う) 請求された公文書の件名	(え) 担当	(お) 決定	(か) 特定した公文書の件名	(き) 公開しないこととした部分及びその理由	(く) 審査請求日	(け) 実施機関の主張の要旨
2	令和5年度 諮問第2号	令和5年4 月 14 日付 け大淀市第 2号	令和5年3 月 1 日	1. 淀川区、市民協働課、 課長代理、Yの個人メール アドレスから送信されたメ ール文書。(件名、from、 to、CCを含む)(2023 年 2 月 20 日～22 日まで) 2. 淀川区、市民協働課、 課長代理、Yの個人メール アドレスが受信したメール 文書。(件名、from、to、C Cを含む)(2023 年 2 月 20 日～22 日まで)	淀川区 役所市 民協働 課	令和5年3月 15 日付け 大淀市第 141 号による 部分公開決定	淀川区、市民協働課、 課長代理、Yの個人メー ルアドレスから送信及び 受信したメール文書。 (件名、from、to、CCを 含む)(2023 年 2 月 20 日～22 日まで)	(1) 本市職員の個人メールアドレス (2) 国土交通省職員の個人メールアドレス (3) 公開されていない法人のメールアドレス 大阪市情報公開条例第7条第2号に該当 (説明) 当該メールアドレスは、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する 事項に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業者の事業 運営が損なわれるおそれがあり、かつ同号ただし書にも該当しないため。 大阪市情報公開条例第7条第5号に該当 (説明) 個人メールアドレスは、職員間や特定の相手方との情報交換に用いるも のであり、今日の高度情報化社会において、特定の組織や個人を対象 に、機密情報や重要な情報を盗み取ることを目的として関係者を装って送 られる「標的型攻撃メール」等によるサイバー攻撃が日常的かつ相当数行 われている実態を考慮すれば、個人メールアドレスを公開することにより、 標的型攻撃メール等に含まれるウイルスによる感染被害が生じるおそれが あり、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	令和5年3月 20 日	(1) デジタル統括室基盤担当課長より令和5年1月 25 日付け「個人メールアドレス の取扱いについて(通知)」にて個人メールアドレスの情報公開制度上の取扱いに ついて通知がなされており、本通知に記載されている個人メールアドレスの非公開 事由として「個人メールアドレスは、職員間や特定の相手方との情報交換に用いる ものであり、今日の高度情報化社会において、特定の組織や個人を対象に、機密 情報や重要な情報を盗み取ることを目的として関係者を装って送られる『標的型攻 撃メール』等によるサイバー攻撃が日常的かつ相当数行われている実態を考慮す れば、個人メールアドレスを公開することにより、標的型攻撃メール等に含まれるウ イルスによる感染被害が生じるおそれがあり、事務又は事業の適正な遂行に支障 を及ぼすおそれがあると認められる」と記載されており、本通知に基づき、大阪市情 報公開条例第7条5号に該当するものと判断した。 (2) 国土交通省職員の個人メールアドレスの取り扱いについて、国土交通省近畿 地方整備局に確認を行ったところ、「職員の個人メールアドレスについては、大阪 市が個人メールアドレスを非公開とした理由と同様の理由で非公開としている。」と 確認できたため、大阪市情報公開条例第7条5号に該当するものと判断した。